

改良版ジャストスコア（JUST-7）の運用について（案）

ジャストスコアの運用については、これまで、各病院の治療開始までの時間の実績値に関するルールを定めていなかったことから、次のとおり、委員の皆様にお諮りするものである。

1 各病院の治療開始までの時間の実績値に関する運用

(1) 現在の運用と課題

運用開始時に、血栓回収療法の可否や治療までの時間に関して未登録の病院があった場合、治療不可のため未登録なのか、更新を忘れて未登録なのかが分からないという運用上の問題があったことを受け、現在は、各病院においてデータ入力に関する操作が 24 時間ない場合、前年度の中央値などで実績値を反映させる運用となっている。

しかしながら、こうした運用の下で、データ入力が不十分な状況が続くと、最新の実績値が反映されない状態で搬送先が選定されるといった事態が生じることになる。実際に、令和 3 年度からデータ入力が不十分な状況が続いているため、現在は、令和 2 年度の実績値に基づいた運用がなされている。

(2) 今後の運用

上記(1)の課題を解消するため、次のとおりルールを定めてはどうか。

- ア 本市から各病院に対し、5 月末に、前年度の脳血管内治療を行った LVO 患者に関する詳細情報のデータ入力を依頼（入力期限：7 月末）する。
- イ 各病院において、7 月末までに、前年度の脳血管内治療を行った LVO 患者に関する詳細情報のデータ入力を完了していただく。
- ウ 本市において、8 月中にデータ入力の不備等について確認を行い、9 月 1 日から前年度の実績値に基づく運用を開始する。

2 開始日

この度の協議により、改良版ジャストスコア（JUST-7）の運用の見直しについて皆様の承諾が得られた場合、令和 6 年 4 月 1 日(月)から開始してはどうか。